第54号議案

芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を条例で定めることとする規定が改められるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例

芦屋市保育の実施に関する条例(昭和62年芦屋市条例第11号)は、廃止する。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

参照

芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例要綱

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を条例で定めることとする規定が改められるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

芦屋市保育の実施に関する条例の廃止

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日